

(第52号議案)

## 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例(案)の概要

地方税法の改正に伴い、中野区特別区税条例(以下「条例」という。)を次のように改正する。

### 1 特別区民税に関する改正

#### (1) 単身児童扶養者に対する措置

ア 事実婚でないことを確認したうえで支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

＜令和3年1月1日施行。令和3年度課税から適用＞

【条例第10条】

イ 区内に住所を有する給与所得者及び公的年金等受給者のうち上記に該当する者は、毎年最初の給与又は年金の支払いを受ける時までに提出する扶養親族等申告書に単身児童扶養者である旨、記載して提出することとする。

＜令和2年1月1日施行＞

【条例第24条の2、第24条の3】

#### (2) 申告書記載事項の簡素化

年末調整の適用を受けた所得控除の額と確定申告で適用を受ける控除額が同額である場合、内訳の記載を要さず合計額の記載によることができる、とする確定申告書の記載事項の見直しに合わせ、住民税申告書においても合計額の記載によることができることとする。

＜令和2年1月1日施行。令和2年度分から適用＞

【条例第23条】

### 2 軽自動車税に関する改正

#### (1) 種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し

ア 平成31年度分までとしている、新車である3輪以上の軽自動車で排出ガス性能

及び燃費性能の優れた環境負担の少ないものに対して、新規取得の翌年の種別割に限り税率を軽減するグリーン化特例について、令和3年度分まで2年間延長する。

【現 行】平成31年度分

【改正後】令和2年度分・令和3年度分

区 分		通常の 税率	グリーン化特例（軽課）				
			電気自動車等 →税率の概 ね75%軽減	軽乗用車 2020年度燃費基準 +30%達成車 軽貨物車 2015年度燃費基準 +35%達成車 →税率の概ね50%軽減	軽乗用車 2020年度燃費基準 +10%達成車 軽貨物車 2015年度燃費基準 +15%達成車 →税率の概ね25%軽減		
軽 自 動 車	3 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	4 輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	以 上	貨物 用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

（電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。）

<令和元年10月1日施行。令和2年度分から適用>

【条例付則第6条】

イ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた自家用軽乗用車については、要件を見直し、適用対象を電気自動車等に限定する。

【平成31年度分から令和3年度分】

区 分	軽減率
電気自動車	75%
天然ガス自動車	軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50% 軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25% 軽減



【令和4年度分・令和5年度分】

区 分	軽減率
電気自動車	75%
天然ガス自動車	軽減
2020年度燃費基準+30%達成	軽減 なし
2020年度燃費基準+10%達成	軽減 なし

（電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。）

<令和3年4月1日施行。令和4年度分から適用>

【条例付則第6条】

## (2) 環境性能割の税率の適用区分の見直し

環境インセンティブを強化するため、環境性能割の税率の適用区分を見直す。

＜令和元年10月1日施行＞

【条例付則第5条の2の2】

### 【現行】

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準低減達成）等		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	2020年度燃費基準110%達成	1%	0.5%
	2020年度燃費基準達成		
	2015年度燃費基準110%達成	2%	1%
上記以外のもの		2%	2%

（電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。）

### 【改正後】

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準低減達成、平成30年排出ガス規制適合）等		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	2020年度燃費基準110%達成	1%	0.5%
	2020年度燃費基準達成		
	2015年度燃費基準110%達成	2%	1%
上記以外のもの		2%	2%

（電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。）

## (3) 環境性能割の臨時的軽減措置

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を講じる。

現行税率	臨時的税率
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※環境性能割は、新車・中古車を問わず対象。

＜令和元年10月1日施行＞

【条例付則第5条の2、第5条の6】

### 3 改元に伴う改正

「平成」の元号を用いた規定について、「令和」の元号を用いた規定に改める。

＜公布の日施行＞

【条例付則第3条、附則第3条の4の2等】

(第52号議案)

第1条による改正

中野区特別区税条例(昭和39年中野区条例第58号)新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条～第22条 (略)</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7・8 (略)</u></p> <p>第24条 (略)</p> <p>(区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条～第22条 (略)</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6・7 (略)</u></p> <p>第24条 (略)</p> <p>(区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第24条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(区民税に係る不申告に関する過料)

第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 (略)

第26条～第36条 (略)

第2節～第6節 (略)

第3章 (略)

付則

第1条～第5条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2の2 (略)

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(区民税に係る不申告に関する過料)

第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 (略)

第26条～第36条 (略)

第2節～第6節 (略)

第3章 (略)

付則

第1条～第5条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 (略)

（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の4の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第5条の3～第5条の5 （略）

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第5条の6 （略）

2 （略）

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第37条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、

第5条の3～第5条の5 （略）

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第5条の6 （略）

2 （略）



当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第2項	前項	前項(付則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)
	(略)	(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号イ	3,900円	1,000円
---------	--------	--------

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第2項	前項	前項(付則第6条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)
	(略)	(略)

第1項第2号	6,900円	1,800円
イ <sup>ハ</sup> イ	10,800円	2,700円
第1項第2号	3,800円	1,000円
イ <sup>ハ</sup> イ	5,000円	1,300円
第2項	前項	前項（付則第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
	同項各号	前項各号

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号	3,900円	2,000円
イ <sup>ロ</sup>		
第1項第2号	6,900円	3,500円
イ <sup>ハ</sup> イ	10,800円	5,400円
第1項第2号	3,800円	1,900円
イ <sup>ハ</sup> イ	5,000円	2,500円
第2項	前項	前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
	同項各号	前項各号

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号 イ(ロ)	3,900円	3,000円
第1項第2号 イ(ハ)イ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第1項第2号 イ(ハ)ロ	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円
第2項	前項	前項（付則第6条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
	同項各号	前項各号

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段

第7条 削除

（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第8条～第16条 （略）

第8条～第16条 （略）

第2条による改正

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条（略）</p> <p>（区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>第11条～第36条（略）</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>第3章（略）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第5条の6（略）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条（略）</p> <p>（区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>第11条～第36条（略）</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>第3章（略）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第5条の6（略）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（略）</p> <p>2～4（略）</p>

げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

第8条～第16条 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

第8条～第16条 (略)

第3条による改正

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第2条の2の2（略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第3条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第3条の2・第3条の3（略）</p> <p>（区民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第3条の4（略）</p> <p>第3条の4の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条の5（略）</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第2条の2の2（略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第3条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第3条の2・第3条の3（略）</p> <p>（区民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第3条の4（略）</p> <p>第3条の4の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条の5（略）</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各</p>

年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

第5条～第10条 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のため

年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

第5条～第10条 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のた



の譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 （略）

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条の2～第15条 （略）

（区民税の税率の特例）

第16条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第13条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 （略）

めの譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 （略）

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条の2～第15条 （略）

（区民税の税率の特例）

第16条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第13条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 （略）

第4条による改正

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年中野区条例第32号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（特別区たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、中野区特別区税条例第49条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12（略）</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（特別区たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、中野区特別区税条例第49条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12（略）</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定</p>

により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	(略)	(略)
	(略)	(略)
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第5条 (略)

により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	(略)	(略)
	(略)	(略)
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第5条 (略)

第5条による改正

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第26号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 第2条並びに附則第3条及び第10条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第3条中第49条第3項及び第49条の2の改正規定並びに附則第6条及び第7条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(6) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(8) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> （区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第10条、第19条及び付則第2条の2の2の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の区民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの区民税については、なお従前の例による。 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（次項において「<u>元年新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条～第6条（略） （手持品課税に係る特別区たばこ税）</p> <p>第7条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 第2条並びに附則第3条及び第10条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第3条中第49条第3項及び第49条の2の改正規定並びに附則第6条及び第7条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(6) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(8) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> （区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第10条、第19条及び付則第2条の2の2の規定は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の区民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの区民税については、なお従前の例による。 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（次項において「<u>31年新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条～第6条（略） （手持品課税に係る特別区たばこ税）</p> <p>第7条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造</p>

<p>場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1，000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（略）</p> <p>5 <u>2年新条例</u>第49条の3の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこにつ</p>	<p>製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1，000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（略）</p> <p>5 <u>32年新条例</u>第49条の3の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこにつ</p>
---	--

て同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第8条 (略)

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第9条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第7号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 3年新条例第49条の3の4の規定は、販売契

いて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第8条 (略)

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第7号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 33年新条例第49条の3の4の規定は、販売契

<p>約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p>
--	---

第6条による改正

中野区特別区税条例の一部を改正する条例（平成31年中野区条例第20号）新旧対照表

改正案			現行		
<p>中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 新条例第20条並びに付則第3条の5及び第5条の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の区民税について適用し、平成31年度分までの区民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第20条第1項及び付則第5条の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 新条例第20条並びに付則第3条の5及び第5条の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の区民税について適用し、平成31年度分までの区民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第20条第1項及び付則第5条の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第20条 第1項	特例控除 対象寄附 金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに 限る。）	第20条 第1項	特例控除 対象寄附 金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに 限る。）
付則第5 条	特例控除 対象寄附 金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに 限る。）	付則第5 条	特例控除 対象寄附 金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに 限る。）
第3条・第4条 （略）			第3条・第4条 （略）		



## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条及び第6条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中中野区特別区税条例第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第24条の2、第24条の3及び第25条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中中野区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

### (区民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき中野区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### (中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「付則第6条」を「付則第6条第1項」に改める。

附則第6条による改正

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号）新旧対照表

改正案			改正前		
第1条・第2条（略）			第1条・第2条（略）		
附則			附則		
第1条・第2条（略）			第1条・第2条（略）		
（軽自動車税に関する経過措置）			（軽自動車税に関する経過措置）		
第3条・第4条（略）			第3条・第4条（略）		
第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による車 両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対 して課する軽自動車税の種別割に係る中野区特 別区税条例第39条及び付則第6条第1項の規 定の適用については、次の表の左欄に掲げる同 条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による車 両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対 して課する軽自動車税の種別割に係る中野区特 別区税条例第39条及び付則第6条の規定の適 用については、次の表の左欄に掲げる同条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
付則第6条第 1項	第39条	平成26年改正 条例附則第5条 の規定により読 み替えて適用さ れる第39条	付則第6条	第39条	平成26年改正 条例附則第5条 の規定により読 み替えて適用さ れる第39条
付則第6条第 1項の表第1 項第2号イ(ロ) の項	3,900円	3,100円	付則第6条の 表第1項第2 号イ(ロ)の項	3,900円	3,100円
付則第6条第 1項の表第1 項第2号イ (ハ)(イ)の項	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円	付則第6条の 表第1項第2 号イ(ハ)(イ)の項	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円
付則第6条第 1項の表第1 項第2号イ(イ) の項	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円	付則第6条の 表第1項第2 号イ(イ)(イ)の項	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円
付則第6条第 1項の表第2 項	付則第6条第1 項	同条の規定によ り読み替えて適	付則第6条の 表第2項の項	付則第6条	同条の規定によ り読み替えて適

の項		用される付則第 6条第1項			用される付則第 6条
	(略)	(略)		(略)	(略)